

○高萩市サンスポーツランド高萩の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 5 年 5 月 11 日教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高萩市サンスポーツランド高萩の設置及び管理に関する条例（平成 4 年高萩市条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開場日及び開場時間)

第 3 条 条例第 4 条に規定する多目的グラウンドの開場日及び開場時間は、次のとおりとする。

開場日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間を除く日
開場時間	午前 8 時から午後 6 時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開場しない日を変更し、若しくは臨時に開場しない日を設け、又は臨時に開場時間を変更することができる。

(使用の手続)

第 4 条 施設等 を使用しようとする者は、サンスポーツランド高萩使用許可申請書（様式第 1 号）を教育委員会に提出し、サンスポーツランド高萩使用許可書（様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）の交付を受けなければならない。

(使用料の納付)

第 5 条 使用料は、使用の許可を受ける際納付しなければならない。

(使用の取消し)

第 6 条 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、サンスポーツランド高萩使用取消届（様式第 3 号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 条例第 9 条の規定により、使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 市が使用する場合 100 分の 100
- (2) 市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校又は構成員の半数以上が高校生以下の団体が使用する場合 100 分の 100
- (3) 市外の高等学校又は構成員の半数以上が高校生以下の団体が使用する場合 100 分の 50

(4) 市の文化協会又はスポーツ協会に加盟している団体が本来の活動のために使用する場合
100分の50

(5) その他教育委員会が特に必要があると認めた場合 教育委員会が定める割合
(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を使用したときは、火災、盗難その他災害の防止に配慮し、清掃に努めること。
 - (2) その他管理上必要な指示に従うこと。
- (禁止行為)

第9条 多目的グラウンド内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷すること。
 - (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある物品を持ち込むこと。
 - (3) 教育委員会が許可した場合のほか、印刷物を掲示し、又は配布すること。
 - (4) 指定場所以外において喫煙又は飲食すること。
 - (5) 指定場所以外に自動車又は自転車等を乗り入れること。
 - (6) 物品販売、その他営業行為をすること。
- (職員の立入り)

第10条 職員は、管理上必要がある場合は、使用中の施設等に立ち入ることができる。
(指定管理者による管理)

第11条 条例第14条第1項の規定により施設等の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条第2項、第4条、第6条、第9条及び第10条の規定の適用については、第3条第2項、第4条、第6条及び第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「職員」とあるのは「指定管理者の職員」とする。
(公募)

第12条 教育委員会は、条例第14条の規定により施設等の管理を行わせるため、法人等を指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示して指定管理者の候補者を公募しなければならない。

- (1) 管理を行わせる施設等の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者として指定する期間
- (4) 条例第16条に規定する申請の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定申請書)

第13条 条例第16条に規定する申請書は、サンスポーツランド高萩指定管理者指定申請書（様式第4号）とし、指定管理業務に係る計画書のほか、次に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書面

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度（次号において「前事業年度」という。）における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の財務状況を明らかにする書面

(4) 前事業年度における事業報告書その他法人等の業務内容を明らかにする書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書面

(通知)

第14条 教育委員会は、条例第18条の規定による指定管理者の指定をしたときは、指定された法人等に対してはサンスポーツランド高萩指定管理者指定書（様式第5号）により、指定されなかった法人等に対してはサンスポーツランド高萩指定管理者不指定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、サンスポーツランド高萩指定管理者指定取消等通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(協定)

第15条 指定管理者は、教育委員会と施設等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 条例第21条の規定による利用料金に関する事項

(3) 指定管理業務に要する費用に関する事項

(4) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(5) 指定管理業務の報告に関する事項

(6) 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(事業報告書)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、次に掲げる事項を記載した事業の報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 施設等の利用状況
- (3) 利用料金の収入の実績
- (4) 指定管理業務に要する経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(利用料金の承認申請等)

第17条 条例第21条第2項の規定による利用料金の承認の申請は、サンスポーツランド高萩利用料金承認申請書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第22条の規定による利用料金の減免基準の承認の申請は、サンスポーツランド高萩利用料金減免基準承認申請書(様式第9号)により行うものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

サンスポーツランド高萩使用許可申請書					
年 月 日					
宛て					
申請者 住 所					
団 体 名					
氏 名					
使用責任者					
連絡先電話番号					
次のとおり使用したいので申請します。					
使 用 目 的 (大会等の名称)					
使用年月日	曜日	使用時間	人数	コートNo.	使用料 (利用料金)
・ ・		午前 午前 時～ 時 午後 午後	名	※	※
使 用 器 具		ベース盤、その他 ()			
減 免 該 当	☐ 無				
	☐ 減額 該当のため				
	☐ 免除				
			納 付 使 用 料 (納付利用料金)		円

5/13

様式第2号（第4条、第11条）

サンスポーツランド高萩使用許可書 許可第 年 月 日 様 号 日 印 次のとおり使用を許可します。					
使 用 目 的 (大会等の名称)					
使用年月日	曜日	使用時間	人数	コートNo.	使用料 (利用料金)
・ ・		午前 午前 時～ 時 午後 午後	名	※	※
使 用 器 具		ベース盤、その他（ ）			
減 免 該 当	☐ 無				
	☐ 減額 該当のため				
	☐ 免除				
				納 付 使 用 料 (納付利用料金)	円

備考

災害時避難場所として施設を使用する場合は、使用許可を取り消す場合があります。
 それによる使用者の損害について教育委員会はその責を負いませんので、あらかじめご
 了承願います。

様式第3号（第6条、13条）

サンスポーツランド高萩使用取消届 年 月 日 宛て 申請者 住 所 _____ 団 体 名 _____ 氏 名 _____ 使用責任者 _____ 連絡先電話番号 _____ 次のとおり使用の取消しをしたいので届け出ます。	
許可番号	第 号
取 消 理 由	
納 付 済 使 用 料 (納付済利用料金)	円
使用料 (利用料金) 還 付 額	☐ 該当しない(理由 _____) ☐ 該当する ☐ 条例第10条第2号 ☐ 条例第10条第3号 (理由 _____) 円
還 付 後 の 使 用 料 (利用料金) の額	円

(備考) 太枠の中を記入して下さい。

サンスポーツランド高萩指定管理者指定申請書

年 月 日

高萩市教育委員会 宛て

申請者	所在地
	団体名
	代表者職氏名
	担当者氏名
	電話番号

高萩市サンスポーツランド高萩の設置及び管理に関する条例第16条の規定により、サンスポーツランド高萩の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

- (1) 指定管理業務に係る計画書
- (2) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書面
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度（次号において「前事業年度」という。）における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の財務状況を明らかにする書面
- (5) 前事業年度における事業報告書その他法人等の業務内容を明らかにする書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書面

第 号
年 月 日

様

高萩市教育委員会 

サンスポーツランド高萩指定管理者指定書

年 月 日付けであったサンスポーツランド高萩の指定管理者の指定申請については、高萩市サンスポーツランド高萩の設置及び管理に関する条例第18条の規定により指定します。

指定管理者として指定する期間

年 月 日から 年 月 日まで

第 号
年 月 日

様

高萩市教育委員会 

サンスポーツランド高萩指定管理者不指定通知書

年 月 日付けであったサンスポーツランド高萩の指定管理者の指定申請については、次の理由により指定しませんので通知します。

理由

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、高萩市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、高萩市を被告（訴訟において高萩市を代表する者は、高萩市教育委員会となります。）として、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

高萩市教育委員会 

サンスポーツランド高萩指定管理者指定取消等通知書

サンスポーツランド高萩の指定管理者の指定の取消し等については、次のとおり決定したので通知します。

区 分	1 指定の取消し 2 業務の停止（全部・一部）	
指 定 取 消 日	年 月 日	
業 務 停 止 の 期 間 及 び 範 囲	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	範 囲	
理 由		

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、高萩市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、高萩市を被告（訴訟において高萩市を代表する者は、高萩市教育委員会となります。）として、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

サンスポーツランド高萩利用料金承認申請書

年 月 日

高萩市教育委員会 宛て

指定管理者	所在地
	団体名
	代表者職氏名
	担当者氏名
	電話番号

高萩市サンスポーツランド高萩の設置及び管理に関する条例第 21 条第 2 項の規定により次のとおりサンスポーツランド高萩の利用料金を決定（変更）したいので、承認を申請します。

利用料金

サンスポーツランド高萩利用料金減免基準承認申請書

年 月 日

高萩市教育委員会 宛て

指定管理者	所在地
	団体名
	代表者職氏名
	担当者氏名
	電話番号

高萩市サンスポーツランド高萩の設置及び管理に関する条例第22条の規定により、次のとおりサンスポーツランド高萩の利用料金の減免基準を決定（変更）したいので、承認を申請します。

1 減免基準

2 減免基準の適用年月日